

弟子屈町地域みらい留学生募集取扱要綱

(目的)

第1条 北海道弟子屈高等学校（以下「弟子屈高校」という。）の魅力向上及び本町の若年層の定住・交流人口の増加による地域活性化を目的として、町外から弟子屈高校に入学する生徒を弟子屈町地域みらい留学生として募集することについて必要な事項を定める。

(募集)

第2条 教育長は、毎年度、弟子屈町地域みらい留学生（以下「留学生」という。）の募集要項を定め、その定めるところにより募集を行うものとする。

2 当該年度の翌年度に弟子屈高校に入学する留学生の募集期間は、原則当該年度の10月から11月の期間内とし、毎年度、教育長が定めるものとする。なお、教育長が特に認めるときは、募集期間の延長や追加募集等を行うことができる。

3 募集人数は、翌年度の弟子屈町が手配若しくは確保する住宅又は滞在施設（以下「確保住宅」という。）の状況を勘案して、毎年度、教育長が定めるものとする。

(対象)

第3条 留学生になろうとする者は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。ただし、教育長が特に認めたときは、この限りでない

(1) 当該年度において学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校を卒業又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了することが見込まれる者

(2) 町外に居住し、翌年度に弟子屈高校への入学を希望している者

(3) 高校生として自覚を持って、規則等を遵守し、心身ともに健康で自立した生活を送ることができる者

(4) 留学生になろうとすることを保護者が同意していること。

(申込み等)

第4条 留学生になろうとする者及びその保護者（以下「申込者」という。）は、毎年度の募集要項において定めるところにより教育長に申し込まなければならない。

2 教育長は、前項の申込みがあったときは、書類審査及び申込者の面接を実施し、別に定める選考基準に基づき留学生候補者の合否を決定するものとする。なお、教育長が特に認めたときは面接を省略することができる。

3 前項により、合否を決定したときは、原則当該年度の12月末日までに毎年度の募集要項において定めるところにより、その決定内容を通知するものとする。

(留学生候補者)

第5条 留学生の候補者となった者には、確保住宅に居住できる優先権を付与する。

2 留学生の候補者となった者で、既に弟子屈高校に入学後の住宅等を確保できているなどにより、確保住宅が不要な者については、前項に規定する優先権は付与しないものとする。

る。

(留学生の決定等)

第6条 留学生の候補者として決定を受けた者が、弟子屈高校の推薦入学者選抜において合格し、教育長がその事実を確認できたときに留学生として決定するものとする。

2 前項により留学生として決定された者は、確保住宅への入居に向けた準備を進めることができる。

(資格の取消し)

第7条 教育長は、特別な事情がないにもかかわらず、弟子屈高校の授業を欠席、遅刻又は早退を繰り返す留学生、非行その他健全育成上の支障が生じるおそれがある留学生のほか、留学生として適さないと認めた留学生は、留学生の資格を取り消すことができる。

2 教育長は、前項により資格の取消しを決定したときは、当該留学生及びその保護者にその旨を通知しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年9月1日から施行する。